

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案 新旧対照条文

○ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 総理府 建設省 令第三号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）



サービス・エリア又は駐車場の本線への入口				種類 番号 設置場所	(略)	別表第一(第二条関係) 案内標識	改正案
		(117-B)	(117-A)				
		(117の2)					現行
			(117-B)	(117-A)			
			高速道路等に設置されている駐車場を示す必要がある地点における左側の路端又は中央分離帯	高速道路等以外の道路に設置されている駐車場を示す必要がある場所			

道 路 和 指 定	限 度 緩 重 量	高 速 道 路 番 号	都 道 府 道 路 番 号		(略)	線 登 坂 車	
			(118の2-B・C)	(118の2-A)		(117の3-B)	(117の3-A)
(略)	(略)	(118の3) 設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	(118の2-B・C) 設置を必要とする地点における左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端	(118の2-A) 設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	(略)	(略)	(略)

道 路 和 指 定	限 度 緩 重 量	高 速 道 路 番 号	都 道 府 道 路 番 号		(略)	線 登 坂 車	
			(118の2-B・C)	(118の2-A)		(117の2-B)	(117の2-A)
(略)	(略)		(118の2-B・C) 設置を必要とする地点における左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端	(118の2-A) 設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	(略)	(略)	(略)

サービス・エリア又は 駐車場から本線へ の入口 (117の2)	警戒標識 (略) 規制標識 (略) 指示標識 (略) 補助標識 (略)	別表第二(第三条関係) 案内標識	(略)	高さ限 度緩和 指定道 路	(118の5-A)	(118の5-B)	(118の5-C・D)	(118)
				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
登坂車線 (117の3-A)								

登坂車線 (117の2-A)	警戒標識 (略) 規制標識 (略) 指示標識 (略) 補助標識 (略)	別表第二(第三条関係) 案内標識	(略)	高さ限 度緩和 指定道 路	(118の4-A)	(118の4-B)	(118の4-C・D)	(118)
				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
登坂車線 (117の2-B)								

<p>高速道路番号</p> <p>(118の3)</p>	<p>(略)</p>	<p>登坂車線</p> <p>(117の3-B)</p>	 
<p>道路 総重量限度緩和指定</p> <p>(118の4-A)</p>			<p>(略)</p>
<p>道路 総重量限度緩和指定</p> <p>(118の3-A)</p>			<p>(略)</p>
<p>道路 総重量限度緩和指定</p> <p>(118の3-B)</p>			<p>(略)</p>

<p>高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5-B)</u></p>	<p>(略)</p>	<p>総重量限度緩和指定道路 <u>(118の4-B)</u></p>	
<p>高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5-C)</u></p>	<p>(略)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5-A)</u></p>	<p>(略)</p>

<p>高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4-C)</u></p>	<p>(略)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4-A)</u></p>	<p>(略)</p>
<p>高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4-D)</u></p>	<p>(略)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4-B)</u></p>	<p>(略)</p>

<p>備考</p> <p>一 本標識（本標識の標示板をいう。）</p> <p>(一) 表示</p> <p>1 案内標識（「サービス・エリア、道の駅及び距離」、</p>	<p>警戒標識（略）</p> <p>規制標識（略）</p> <p>指示標識（略）</p> <p>補助標識（略）</p>	<p>(略)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路</p> <p><u>(118の5-D)</u></p>	<p>(略)</p>
		<p>(略)</p>		

<p>備考</p> <p>一 本標識（本標識の標示板をいう。）</p> <p>(一) 表示</p> <p>1 案内標識（「サービス・エリア、道の駅及び距離」、</p>	<p>警戒標識（略）</p> <p>規制標識（略）</p> <p>指示標識（略）</p> <p>補助標識（略）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
		<p>(略)</p>	

ビス・エリア、道の駅の予告」、「サービス・エリア」、「非常電話」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総

重量限度緩和指定道路」(総重量限度指定緩和道路(118の4-B)|

にあつては、矢形を除く。)及び「高さ限度緩和指定道路」(

高さ限度緩和指定道路(118の5-B)| 及び 高さ緩和指定道路(118の5-D)|

にあつては、矢形を除く。)を表示するものを除く。)

「卜形(又は十形)道路交差点あり」、「右(又は左)方屈曲あり」、「右(又は左)方屈折あり」、「右(又は左)背向屈曲あり」、「右(又は左)背向屈折あり」、「右(又は左)つづら折りあり」、「落石のおそれあり」、「合流交通あり」、「車線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」、「下り急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」を表示する警戒標識、「車両(組合せ)通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、

「最低速度」、「一方通行(326-A)」、「車両通行区分」、「特

ビス・エリア、道の駅の予告」、「サービス・エリア」、「非常電話」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総

重量限度緩和指定道路」(総重量限度指定緩和道路(118の3-B)|

にあつては、矢形を除く。)及び「高さ限度緩和指定道路」(

高さ限度緩和指定道路(118の4-B)| 及び 高さ緩和指定道路(118の4-D)|

にあつては、矢形を除く。)を表示するものを除く。)

「卜形(又は十形)道路交差点あり」、「右(又は左)方屈曲あり」、「右(又は左)方屈折あり」、「右(又は左)背向屈曲あり」、「右(又は左)背向屈折あり」、「右(又は左)つづら折りあり」、「落石のおそれあり」、「合流交通あり」、「車線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」、「下り急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」を表示する警戒標識、「車両(組合せ)通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、

「最低速度」、「一方通行(326-A)」、「車両通行区分」、「特

定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車^{けんいん}の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」及び「進行方向別通行区分」を表示する規制標識並びに「規制予告」を表示する指示標識に係る図示の文字（数字を含む。（五）の2を除き、以下同じ。）及び記号（「時間制限駐車区間」にあつては、「60」に限る。）は、例示とする。

2 (略)

3 高速道路等以外の道路に設置する案内標識（著名地点（114-A・B）

「
（117の3-A）|
「
（118-A）
「
道路の通

称名（119-A・B）
「
及び
「
まわり道（120-A）
「
を表示するものを除く。

（）については、英語による表示は、特に必要がない場合は、省略することができる。

4 5 10 (略)

11 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識の標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号イに規定するETC通行車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的と

定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車^{けんいん}の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」及び「進行方向別通行区分」を表示する規制標識並びに「規制予告」を表示する指示標識に係る図示の文字（数字を含む。（五）の2を除き、以下同じ。）及び記号（「時間制限駐車区間」にあつては、「60」に限る。）は、例示とする。

2 (略)

3 高速道路等以外の道路に設置する案内標識（著名地点（114-A・B）

「
（117の2-A）|
「
（118-A）
「
道路の通

称名（119-A・B）
「
及び
「
まわり道（120-A）
「
を表示するものを除く。

（）については、英語による表示は、特に必要がない場合は、省略することができる。

4 5 10 (略)

(新設)

11 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識の標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号イに規定するETC通行車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的と

する入口（以下「E T C通行車専用入口」という。）を表す旨
を表示することができる。



15| 12| 「出口の予告」、 「方面及び出口の予告」、 「方面、車線及
14| び出口の予告」、 「方面及び出口」及び「出口」を表示する案
（略） 内標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、
専らE T C通行車の通行の用に供することを目的とする出口（
以下「E T C通行車専用出口」という。）を表す旨を表示する
ことができる。



16| 「方面及び出口の予告」、 「方面、車線及び出口の予告」及
び「方面及び出口」を表示する案内標識の標示板は、方面につ
いて、必要がある場合は、次に図示したものに準ずるものとす
ることができる。

11| （新設）
13| （略）

（新設）

25| 23|
24| (略)

(118の4-A・B) |

及び
高さ限度緩和指定



22| 17|
21| (略)

「サービス・エリア、道の駅の予告」及び「サービス・エリア」を表示する案内標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、ETC通行車専用出口及び出口番号を表示することができる。



21| 19|
20| (略)

(118の3-A・B) |

及び
高さ限度緩和指定

(新設) 14|
18| (略)

道路(118の5-A・B) | を表示する案内標識の標示板を設置する地点が同一であつて必要がある場合は、次に図示したものに準じて総重量限度緩和指定道路及び高さ限度緩和指定道路を表す旨を表示することができる。

(三) (二) 26 | 寸法 (略) (略) |

1 案内標識

(1) 高速道路等に設置するもので、「入口の方向」、「入口の予告」、「サービス・エリア、道の駅の予告(116の2-C)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「国道番号(118-A)」及び「まわり道」を(118の5-C・D) | 表示するもの以外については、文字、記号、矢印及び区分線を白色、地を緑色とする。ただし、方面及び距離(

道路(118の4-A・B) | を表示する案内標識の標示板を設置する地点が同一であつて必要がある場合は、次に図示したものに準じて総重量限度緩和指定道路及び高さ限度緩和指定道路を表す旨を表示することができる。

(三) (二) 22 | 寸法 (略) (略) |

1 案内標識

(1) 高速道路等に設置するもので、「入口の方向」、「入口の予告」、「サービス・エリア、道の駅の予告(116の2-C)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「国道番号(118-A)」及び「まわり道」を(118の4-C・D) | 表示するもの以外については、文字、記号、矢印及び区分線を白色、地を緑色とする。ただし、方面及び距離(

(106-B) 「出口の予告」、
「方面及び出口の予告」、
「方面及び出口の予告」、
「方面及び出口」及び「出口」を

表示するものの出口番号を表示する部分並びに サービス・

エリア、道の駅の予告 (116の2-A・B) 及び「サービス・エリア」

を表示するものの施設名を表示する部分については、文字を
緑色、地を白色とし、「出口の予告」、「方面及び出口の予
告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及
び「出口」を表示するものについて、別表第二備考一の(一)の
15の規定によりETC通行車専用出口を表す旨を表示する場
合には当該ETC通行車専用出口を表す旨を表示する部分の
文字を白色、地を紫色とし、同表備考一の(一)の16の規定によ
り方面を表示する場合には当該方面を表示する部分の文字を
白色、地を青色とし、サービス・エリア、道の駅及び距離
(116) を表示するものの道の駅を表示する部分並びに 方

(106-B) 「出口の予告」、
「方面及び出口の予告」、
「方面及び出口の予告」、
「方面及び出口」及び「出口」を

表示するものの出口番号を表示する部分並びに サービス・

エリア、道の駅の予告 (116の2-A・B) 及び「サービス・エリア」

を表示するものの施設名を表示する部分については、文字を
緑色、地を白色とし、サービス・エリア、道の駅及び距離
(116) を表示するものの道の駅を表示する部分並びに 方
面及び出口の予告 (110-A) 及び 方面及び出口 (112-A) を表
示するものの国道番号 (118-A) を表示する部分については、文
字を白色、地を青色とする。

面及び出口の予告(110-A) 及び 方面及び出口(112-A) を表

示するものの国道番号(118-A)を表示する部分については、文

字を白色、地を青色とし、「サービス・エリア、道の駅の予告」及び「サービス・エリア」を表示するものについて、同表備考一(一)の22の規定によりETC通行車専用出口及び出口番号を表示する場合には当該ETC通行車専用出口を表示する部分の文字を白色、地を紫色とし、出口番号を表示する部分の文字を紫色、地を白色とする。

- (2) 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示するものについては、上部の文字を緑色、地を白色とし、下部の文字及び矢印を白色、地を緑色とする。ただし、別表第二備考一(一)の10の規定により無料区間を表す旨を表示する場合には当該無料区間を表す旨を表示する部分の文字を緑色、地を白色とし、有料区間を表す旨を表示する場合には当該有料区間を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を緑色とし、同表備考一(一)の11の規定によりETC通行車専用入口を表す旨を表示する場合には当該ETC通行車専用入口を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を紫色とする。

- (3) (5) (略)
- (6) 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定す

る道路管理者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和指定

- (2) 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示するものについては、上部の文字を緑色、地を白色とし、下部の文字及び矢印を白色、地を緑色とする。ただし、別表第二備考一(一)の10の規定により無料区間を表す旨を表示する場合には当該無料区間を表す旨を表示する部分の文字を緑色、地を白色とし、有料区間を表す旨を表示する場合には当該有料区間を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を緑色とする。

- (3) (5) (略)
- (6) 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定す

る道路管理者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和指定

道路(118の5-C)| を表示するものについては、記号中の文字及び

(7) 地を緑色、記号外の文字及び記号を白色とする。
高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定す

る道路管理者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和指定

道路(118の5-D)| を表示するものについては、記号中の文字及び

(13)(8) 地を緑色、記号外の文字、記号及び矢形を白色とする。
(12) (略)
高速道路等以外の道路に設置する「方面及び方向の予告」及び「方面及び方向」を表示するものについては、文字、記号、矢印及び縁を白色、地を青色とする。ただし、方面として高速道路番号又は高速道路等の通称名を表示する場合には、次に図示したものに準じて、当該高速道路番号又は当該通称名を表示する部分を白色の区分線で囲むとともに、当該部分の文字を白色、地を緑色とする。

道路(118の4-C)| を表示するものについては、記号中の文字及び

(7) 地を緑色、記号外の文字及び記号を白色とする。
高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定す

る道路管理者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和指定

道路(118の4-D)| を表示するものについては、記号中の文字及び

(13)(8) 地を緑色、記号外の文字、記号及び矢形を白色とする。
(12) (略)
高速道路等以外の道路に設置する「方面及び方向の予告」及び「方面及び方向」を表示するものについては、文字、記号、矢印及び縁を白色、地を青色とする。ただし、方面として高速道路等の通称名を表示する場合には、次に図示したものに準じて、当該通称名を表示する部分を白色の区分線で囲むとともに、当該部分の文字を白色、地を緑色とする。



- (四) 2 (14) (25) (略)
- (五) 1 (略)

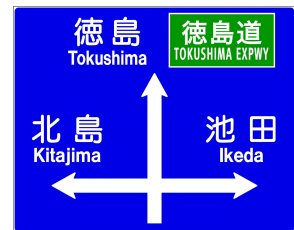
2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」

、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点 (114-B)」、「

非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「総重量限度

緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路 (118の5-A・B)」、「道路の

通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その二分の一の値）を基準とする。ただ



- (四) 2 (14) (25) (略)
- (五) 1 (略)

2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」

、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点 (114-B)」、「

非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「総重量限度

緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4-A・B)」、「道路の

通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その二分の一の値）を基準とする。ただ

し、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。

3
3
7 (略)

8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所

、「駐車場」及びまわり道(120-B)を表示するものにつ

いては九ミリメートル、国道番号(118-A)、都道府県道

番号(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路(118の4-A・B)及び高

さ限度緩和指定道路(118の5-A・B)を表示するものについては十六

ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては十ミ

リメートル、国道番号(118-B・C)、都道府県道番号(118の2-A・B)

し、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。

3
3
7 (略)

8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所

、「駐車場」及びまわり道(120-B)を表示するものにつ

いては九ミリメートル、国道番号(118-A)、都道府県道

番号(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)及び高

さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)を表示するものについては十六

ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては十ミ

リメートル、国道番号(118-B・C)、都道府県道番号(118の2-A・B)

及び「道路の通称名」を表示するものについては八ミリメ

ー
ートル、その他のものについては日本字の大きさの二十分の
一以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの二
十分の一以上の太さとする。

二
〜
四 (六)
(略)
(略)

及び「道路の通称名」を表示するものについては八ミリメ

ー
ートル、その他のものについては日本字の大きさの二十分の
一以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの二
十分の一以上の太さとする。

二
〜
四 (六)
(略)
(略)